別表第１(第３・５・６条関係)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の交付要件 | | 限度額 |
| 空き家所有者 | 1 空き家改修に要する経費及び家具等処分に要する経費で次に掲げるもの  ・改築等設計費  ・家具等処分費  ・改修工事費  ・設備工事費（改修工事に伴う一体不可分の設備に限る）  ・役務費  ・その他村長が必要と認める経費  2 国、県又は村の補助、助成等の対象となる改修費等以外に要する経費であること。  3 この補助金の申請をした日の属する年度の３月１７日までに完了する補助事業経費であること。 | 定　額 | １ 空き家改修に要する経費については、村内に事務所、事業所等を有する法人又は個人事業所に施工等を依頼することを優先する。  ２ 家具等処分に要する経費については、村内に事務所、事業所を有する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処理業者処理事業者が行うことを優先する。 | 1 空き家所有者は、補助対象事業の完了日から１０年間は、当該空き家を移住者の居住用住宅とすること。  2.空き家所有者は、移住者と賃貸借に関する契約を締結していること。 | １棟あたり３００万円（税込）  但し、家具等処分のみを行う場合は、１棟あたり１５万円（税込） |
| 移住者及び  村内在住者 | 1 移住者及び村内在住者は、空き家の所有者と売買又は賃貸借に関する契約を締結していること。  2 移住者及び村内在住者が、家具等処分を行う場合、空き家所有者の承諾を得ていること。  3移住者は、所有者と賃貸借契約を締結している場合は、当該空き家の所有者から次に掲げる事項について承諾を得ていること。  (1) 補助金を利用して空き家改修等を行うこと。  (2) 補助金を受けて行った事業については、原状回復の義務を課さないこと。 |